

HADANO MEISUI ROTARY CLUB WEEKLY

例会場 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355
事務所 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355
例会日 毎週木曜日 12 時 30 分～13 時 30 分
会長 鈴木和夫 幹事 山谷洋子 会報・雑誌・IT 委員長 原恵美子



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021 年～2022 年度国際ロータリー会長
シェカール・メータ

第 1773 回 2022 年 2 月 17 日 (木) 《週報》

秦野名水ロータリークラブ
秦野商工会議所 12:30

1. 点 鐘
2. 合 唱 「それでこそロータリー」
3. お客様の紹介
・矢端 雅子様 (小田原 RC) zoom 参加
4. 会長の時間



○今日は非常に良い天気であたたかく感じております。
昨日は伊豆の山の中に行って来ました。風がビュービュー吹いていまして、5 時間ぐらいでしたが、非常に寒い思いをしました。ゴルフでしたが、いつもですと 90 前後で回るんですが、なんと 107 回もたたいてしまい沈んで帰ってまいりました。

- 先週に比べますとコロナの感染者数が多少減っているようですが、まだまだ予断を許さない状況ですので、この様な会合は気を付けてゆきたいと思います。
- 先週会長・幹事会がズームで行われました。そこでの決定事項をご報告いたします。
- ・次年度の地区研修協議会について
次年度佐藤ガバナーエレクトから、ガバナー補佐の方に要請がありまして、次年度は第 7 グループの当番と言う事で、第 7 グループでホストを行う。次年度は伊勢原地区のクラブでお願いをしたいという事で、協議しました結果メインのホストクラブは伊勢原 RC が担当して頂く事に決定いたしました。
 - ・3 月 6 日に予定しておりました、ロータリー奉仕デーについて
延期と言う事で決定いたしました。日時： 5 月 8 日 (日)
 - ・地区大会について
日 時 3 月 20 日 (日) 会長のみ出席・3 月 21 日 (月・祝日)
場 所 藤沢市民会館 ※多くの参加をお願い致します。
- 運が開ける名経営者のすごい言葉、 第 11 弾 「元東芝社長 土光敏夫」
- ★自分が正しいと思ったことをやることだ
- ・平伏させようとしてはいけない 心服させてこそ人は動く

土光敏夫は最近見かけなくなった大物財界人であり、政界のご意見番であった。1920年、東京石川島造船所（現 IHI）に入社。46年、50歳で石川島芝浦タービン（現 IHI シバウラ）社長に就任。50年には、経営危機に陥った石川島工業（現 IHI）再建のために社長として呼び戻される。

石川島は1億円以上の赤字で、社員の給料も満足に払えないほどだった。役員に「早く出社しろ」とは言わない。社長が8時から仕事をしていれば、役員も自ら襟を正すものだ。「自分が先頭で働かないと下はついてこない」が土光の信念である。

石川島の経営が軌道に乗った65年、経営が悪化した東芝の再建に社長の任を引き受ける。土光はここでも「社員は3倍働け、重役は10倍働け」と檄を飛ばし、自分自身休日なしで早朝から働いた。いわゆる重役出勤などは認めない。土光は、上に立つ人間には犠牲的精神の発揮と社員の何倍もの働きを求めた。土光は工場へも盛んに足を運び、現場の声に耳を傾けた。人を「使う」のではなく、人を「活かす」ことで力を出し切るようにするのがリーダーの役割だと考えていた。「上役は偉いから頭を下げるのじゃなく、信頼できるからついていく」というのが土光の考える上司と部下の関係だった。

・真剣な1人が道を開く 多数決は万能ではない

やがて土光は経済団体連合会（経団連）会長となる。政財界の不信を取り除くため、経団連が行っていた政治献金の集金や割り当て業務を返上し、若手財界人の登用など経団連改革を断行した。81年から臨調（臨時行政調査会）会長、83年から行革審（臨時行政改革推進審議会）会長として政府の行政改革のリーダー役を務めた。

こうした長年の経験をとうして「経営者にかぎらないけれど、人間は自分が正しいと思ったことをやる事だ」と話している。

土光によると、臨調でも行革審でも多数決の力で強引に決定することはなかったという。そんなことをしなくても、みんなが真剣に考えていれば、自ずと「これが正しい」と思うところに決まるからだ。大切なのは自分が正しいと思ったら言い、やり抜くことだ。そうすれば周囲の人間も「なるほど」と思い、自然とついてくる。

「正しさ」を歪めるのが利己心だ。「このへんにしておこう」「黙っておこう」という利己心を捨て、信念を貫こうと努力していれば、最近はずレがあっても、お互いの意見は会ってくる。

★リーダーズ・アドバイス

「自分が正しいと信じることをやれ」というのは青臭く聞こえるが、利己心を捨てて進み続ければ、土光のような人間としての魅力や迫力が備わってくる。

5. 幹事報告

【ガバナー事務所より】

- ①3月20日、21日開催 地区大会のご案内について
- ②地区大会リーフレット（2月15日現在）
- ③「クラブを成功に導くリーダーシップ 会長編」
- ④国際奉仕委員長会議（3月6日）開催場所・開催方法変更のご案内

【受付文書】

【例会変更】

【本日の配布物】

6. 記念日

- ・会社創業記念日
- ・入会記念日
- ・御結婚記念日
- ・御誕生記念日（会 員）

（配偶者）桐山真砂子さん（2/18）



7. スマイル報告

- 鈴木和夫さん「前週に比べると多少感染 陽性者が減って来ている様子です。私は本日第3回目のワクチン接種を行います。引き続き感染予防を徹底しましょう。」
 - 山谷洋子さん「ワクチン3回目は皆さんお済ですか。早く済ませたいです。」
 - 北村まり子さん「スマイルします。」
 - 古谷スミ子さん「春のような陽ざしです。心もあたたかくなるとよいのですが・・・」
 - 大屋富茂さん「モデルナワクチン（3回目）を本日接種して参りました。今日は一日酒を断ちます。」
 - 神崎達朗さん「東島さんの卓話たのしみです。」
 - 桐山晃忠さん「ロータリーの精神に共感する人、秦野名水R Cに来て下さい。又呼びかけましょう。妻の誕生日祝いありがとうございます。」
 - 原恵美子さん「すばらしい晴天にスマイルします。」
 - 原郁夫さん「今日は大安、例会後ディーラーに行ってきます。」
 - 東島礼美さん「今日は 卓話になりました。宜しくお願い致します。」
 - 福原美千加さん「スマイルします。」
 - 諸星道治さん「もうすぐキャンディーズですね。今日もズーム参加 矢端さん有難うございます。」
 - 山本裕宣さん「昨日3回目のコロナワクチンを接種して来ました。今日は接種した所がいたいです。体もだるいです。」
- 合計45,000円

8. 出席報告

○会員数 16名、出席義務 16名、出席数 13名、出席率 81.25%

9. 地区委員会報告

10. 委員会及びその他の報告

○ロータリー奉仕デー 古谷実行委員長



- ・3月6日に予定されておりました、林文子さんの講演について5月8日（日）に変更になりました。（オミクロン株によりまん延防止期間が3月6日まで延長になったため。）
- ・皆さんにお配りしたポスターの日にちを訂正して頂きたい
- ・2月18日のタウンニュースに、5月8日（日）変更された旨広報されます。3月4日、もう一度広報されます。5月8日直前のタウンニュースにも広報されます。

それでも3月6日に来られるお客様については、実行委員会が対処致します。

○青少年奉仕委員会 原恵美子委員長

- ・テーブルマナー教室について
コロナ過のため中止となりました。
補助金は、財団に戻し、クラブの拠出金も
クラブの方に戻しました。（心泉学園さんには
10万円の中から何かご要望があればとお伝え
しております。お返事があればご報告いたします。）



11. 卓話 東島礼美さん



★NP0 法人はだの大日堂保存会について

○文化財保護活動のあゆみ

大日堂、宝蓮寺の文化財が沢山あります。限界に達しております。最初に作られたのは、聖徳太子のブレーンであった秦河勝が持ってきたお不動さんで、すごく古いです。ここで作られたのが、大日如来様です。時はこの様な飢饉が来たり、天災が起こったりして非常に世の中が乱れておりました。疫病が流行ったりした時期にこれを静めるた

めに、聖武天皇の勅願によりまして各地に仏像が作られました、これの1つであると言われております。皆様がご存じなのは、奈良の大仏様です。

修復する時期がまいりました、何百年もたつと建物も傷んでしまいます。

○先代が行った修復・・・昭和の大修復

文化の集い・・・啓発事業（文化財公開 香の会 法話）

癒しの事業（いのちの讃歌 紅葉観賞 あじさいライトアップ）

精進の事業（座禅会 茶の湯 写経）

○特定非営利活動法人 はだの大日堂保存会

秦野みのげ文化の会 ⇒ はだの大日堂保存会

⇒ 特定非営利活動法人（NPO 法人）はだの大日堂保存会

営利を目的としないボランティア活動をする団体で、法人格を取得した団体

○NPO 法人とすることの利点と必要性

・ NPO 法人 受益者／性格（宝連寺を受益者とする付属組織とみられがち）

一般市民全体を受益者とする独立した公的文化財保護団体として認定

・ 会員 限定的でしたが、広範な会員層が期待される

・ 公的機関、文化財団等からの支援 困難（宗教組織との関連性で難義を生じがちである）公的認証団体として支援が受け易い

・ 寄付金の税控除 寄付者は税控除を受けられない（宗教法人も同様に税控除は受けられない）

設立1年後に、寄付者の税控除可能な法人としての申請資格が与えられる

○寄付金の税控除について

a. 認定 NPO 法人・特例認定 NOP 法人への寄付に対しては、寄付者（個人）は以下の税制上の優遇措置（寄付者の控除）を受けることができる。

① 寄付金控除（所得控除）：寄付金の額の合計－2 千円＝寄付金控除（所得控除）の額

② 税額控除：（寄付金の額の合計額－2 千円）×4 0％＝税額控除額

③ 条例で個別に指定されている寄付金は、個人住民税の控除を受けることができる。：（寄付金の額の合計－2 千円）×1 0％＝税額控除額

④ 相続又は遺贈により財産を取得した人が、寄付を行った場合寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれる。

b. 寄付者が法人であった場合は、定められた限度額の範囲内で損金算入が認められる。

c. 認定 NPO 法人の申請：NPO 法人設立後1 年以上経過した時点で申請し、以下の点が充足されていれば、認定される（5 年ごとに再申請）。

① パブリックサポートテスト（PST）をクリアしている事（年間、3000 円以上の寄付者が 100 人以上いること、あるいは、年間の寄付金額が総収入の1/5 いじょうであること）

② 「共益的な活動」（特定の範囲・特定の対象に向けられたもの）が 50% 以下である事

③ 運営組織及び経理が適正であること

④ 事業活動の内容が適切であること

⑤ 情報公開を適切に行っていること

⑥ 事業報告書を所轄庁に提出していること

⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと

d. 特定認定 NPO 法人の認定は、上記①の条件は除かれる（但し3 年間の期限付き）

★もともとは暖かい会から始まっております、そのまま行きたかったですが、税の控除を受けたりしないと寄付金が集らない、修復迄至らないとなりましたので踏み切ったことになりました。